

防災対策特別委員会会議録

平成19年 1 月24日

場 所 第4委員会室

平成19年1月24日（水曜日）

午前10時2分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 宮崎県防災対策推進条例に基づく県の取り組みについて
2. 消防団員等の公務災害補償制度について

○協議事項

1. 委員会報告書骨子（案）について
 2. その他
-

出席委員（12人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		前本	和男
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員		由利	英治
----	--	----	----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	河野	俊嗣
------	----	----

危機管理局長	佐藤	勝士
部参事兼総務課長	米良	剛
危機管理室長	日高	昭二
消防保安室長	押川	利孝

事務局職員出席者

政策調査課主幹 （特別委員会担当）	矢野	雅博
議事課主査	隈元	淳二

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の日程であります。

お手元に日程案をお配りしておりますが、本日は、前回の委員会で委員の皆様から御要望のありました、「宮崎県防災対策推進条例に基づく県の取り組みについて」及び「消防団員等の公務災害補償制度について」、総務部から説明を受けた後、委員会報告書の骨子案について御協議をお願いしたいと存じます。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定いたします。

それでは、総務部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

総務部においでをいただきました。

それでは早速、説明をお願いいたします。

○河野総務部長 おはようございます。総務部の関係、よろしく願いをいたします。

お手元の資料をごらんいただけますでしょう

か、目次でございます。きょう御報告をさせていただきますのは2点でございます、「宮崎県防災対策推進条例に基づく県の取り組みについて」と「消防団員等の公務災害補償制度について」でございます。

詳細につきまして、担当の室長に説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○日高危機管理室長 おはようございます。よろしくお願います。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。「宮崎県防災対策推進条例に基づく県の取り組みについて」であります。

まず、1の基本的考え方についてであります。近年、平成17年の台風14号を初め、県内に甚大な被害をもたらしていることから、本県の防災力の向上を図り、県民の生命、身体及び財産などを保護するという条例制定の経緯や趣旨を踏まえまして、県を挙げた防災対策を推進するものであります。

次に、2の条例の周知についてであります。県民への周知につきましては、宮崎県広報に条例の全文を登載するとともに、県庁ホームページの「防災・危機管理情報」に全文を掲載しております。また、市町村への周知につきましては、県議会から全市町村に条例全文を送付され、地区別の防災担当者会議など市町村職員との業務連絡の中で随時条例の内容等の説明を行っております。今後も、さまざまな機会をとらえまして周知を図っていききたいと思います。さらに、県職員への周知につきましては、全部局の防災関係職員が携帯します「防災・危機管理ハンドブック」の中に条例の抜粋を掲載し、特に条例の趣旨や県の責務等について周知しております。今後も庁議等を初めさまざまな会議において取り上げていく予定としております。

次に、3の条例を踏まえた防災対策の推進についてであります。現在、条例の内容に沿って条文ごとに現状と今後の対策を検討し、体系的に整理しているところであります。資料の3ページをお願いいたします。A3の1枚紙となっておりますが、これは条例の概要を体系化したものであり、予防対策や応急対策などの対策ごとに個々の事業を区分して検討しております。次に資料の5ページをお願いいたします。条例に沿った項目ごとの検討表であります。これは現在作業中ではありますが、各項目で、現在実施中の施策、今後実施すべき施策等の検討を行っております。本県防災対策につきましては、市町村と緊密な連携を図るとともに、地域防災計画の見直しも行っていきたいと思っております。あわせて、危機管理局におきまして全体の進行管理を行いながら、全県的にバランスのとれた防災対策を推進していきたくて考えております。

資料の1ページに戻っていただきたいと思っております。4の宮崎県防災の日の制定についてであります。期日につきましては、11月の委員会において報告を申し上げたとおり、3つの案を中心に検討中で、今後早急に決定する予定であります。内容につきましては、防災の日の趣旨を踏まえまして、県民に対する各種啓発事業や住民参加型の防災訓練等を実施していく予定であります。具体的内容につきましては来年度予算の中で検討していききたいと思います。

私からは以上であります。

○押川消防保安室長 資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。「消防団員等の公務災害補償制度について」であります。

1の制度概要にありますように、消防の仕事は危険性が高く、公務上の災害が少なくないことから、市町村は、消防団員、水防団員、民間

協力者が災害現場での防災活動等により死亡、負傷または疾病にかかった場合には、条例の定めにより、その者またはその遺族に対して損害を補償しなければならないと消防法等に定めております。具体的には図のようになっておまして、まず、市町村が消防団員等公務災害補償等共済基金との間で災害共済契約を締結、掛金を支払い、不測の事態が生じた場合には公務災害補償金が支払われるという仕組みになっております。

2の公務災害補償の内容でございますが、(1)に記載の療養補償から葬祭補償まで7つの補償種類があり、補償額は、後で例を出して説明いたしますが、(2)の基礎額、(3)の介護保障の額をもとに算定される仕組みとなっております。

また、掛金は、消防団員は1人当たり1,900円、OB団員等一般の民間協力者は2円掛ける市町村人口となっております。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと存じます。OB消防団員が組織的に活動している市町村の状況を記載しております。申し上げるまでもなく、消防団は、生業を持ちながらも、みずからの地域はみずからが守るという崇高な郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保に大きく貢献している組織であります。近年、全国的に団員数が減少傾向にあり、本県においても、平成18年4月現在の団員数は1万5,540名、10年前から比較しますと4.3%、691名の減となっており、今後も団員数の減少や高齢化が予想されております。このような中で、これまで消防団活動で培った知識や経験を生かし、今後とも地域貢献をしようと組織されているのがOB消防団でございます。

現在、県内市町村の中でOB消防団員が組織

的に活動しているのは、宮崎市、都城市の旧高城町及び旧山田町、串間市、西都市、諸塚村、日之影町、五ヶ瀬町の7市町村、727名余となっております。身分は、公民館所属や災害ボランティア、自主防災組織等異なっておりますが、活動としましては、消防本部や消防団の後方支援、自主防災組織的役割、水門管理等といった内容となっております。

次に、事故等が発生した場合の公務災害補償についてでございます。先ほど説明しました、①の消防団員等公務災害補償等共済基金には全市町村が加入しておりますが、イメージがわきにくいと思いますので、補償額を、妻及び子供2人のいる民間協力者（基本額1万600円）の例で試算してみますと、1年間療養し、その間休業した場合、休業補償等334万円と医療費（実費）となります。また、死亡した場合、死亡一時金、年金等で2,568万円、次年度以降は遺族年金、奨学援護金等340万円支払われることとなります。

続きまして、②の宮崎県消防表彰規程についてでございます。県におきましては、公務災害補償等とは別に宮崎県消防表彰規程を設けておまして、一般協力者の場合、死亡時には300万円から360万円の間に、傷害を負ったり負傷した場合、その程度により6万円から90万円が見舞金として支給されることとなっております。また、国、市町村も同様の規定により見舞金を支給しております。

最後に、③の市町村の独自措置でございますが、今申し上げましたものに加えまして、宮崎市は災害時消防支援ボランティア保険に、また都城市高城町は、町単独補助のもと個人が民間保険に加入しております。内容は記載のとおりとなっております。以上でございます。

○星原委員長 それぞれ説明をいただきました。

ここで、委員の皆様方の御意見、御質疑等がありましたらお願いをしたいと思います。

○前本委員 お尋ねですけど、公務災害に該当します、火災等の災害出動の場合の服装着用の要件というのがあるかどうかということと、どのようなシステムでこういう災害の見舞金等の申請をするのか。手続上の問題として、各分団長を通して消防局とか保険会社とかあると思うんですが、流れを教えてください。

○押川消防保安室長 災害時出動の際の服装着用ということでしょうか。

○前本委員 例えば帽子だけかぶってあればいいとか、火災出動の場合には火をよけるような服装がありますよね。その着用の必要がありませんけど、それを着用していなかったら出ないとか、いろいろ条件があるように聞いておりますので、そのあたりの内容が、一律あるのかどうか、市町村に任せているのか、教えていただきたいと思います。

○押川消防保安室長 今委員の御質問の部分、私もよく承知しておりませんので、後日きっちり確認をして、後の部分も含めてお答えしたいと思います。

○高橋委員 公務災害補償制度で、15ページの掛金の年額のところで、民間協力者分2円掛ける市町村人口とあります。ということは、市町村の方すべてが民間従事者として、災害現場に行って災害に遭われたら補償すると理解しているんですね。

○押川消防保安室長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員 17ページの公務災害補償について、①で、死亡した場合、遺族に対して死亡一時金とかありますが、次年度以降340万円というのが遺族年金として出る、すごく高額だなと思いま

した。これは遺族が生きていればずっと出るんでしょう。

○押川消防保安室長 この事例の場合は子供さんが小中学生2人ということですので、奥様はずっと出ますが、子供さんは18歳になったら停止となる仕組みになっています。

○高橋委員 したがって、次年度以降340万円というのは、小中学生が18歳までという金額ですね。

○押川消防保安室長 そのとおりです。

○丸山委員 防災対策推進条例についてですが、市町村への周知も行っている。また、今後もさらに周知を行っていききたいということなんですが、私も地元の方で「こういう条例をつくりました」と言うと、「あ、そうなんですか」というぐらいの反応しかないものですから、我々議会としても積極的に市町村議会等を通じましてこの条例の徹底もやっていきたいんですが、担当している市町村職員の反応、どういう意見があるのかお伺いしたいと思います。

○日高危機管理室長 昨年の暮れに、他の件とあわせてですが、主幹以下全市町村を巡回して、防災対策推進条例というのが制定されて、今後これに基づく取り組みをということで、まだ詳細な指導まではしておりません。今後の予定では、3月にもう一回巡回指導して全市町村の担当と連携を図ろうという考えで今進めております。

○丸山委員 5ページ以降に「条例に沿った項目毎の検討」ということで、18年度既に始まっているものと、19年度以降やっていきたいという取り組みが書かれているんですが、19年度の当初予算は恐らく骨格予算になるので、6月の補正予算等が出てくると思ってよろしいんでしょうか。具体的な予算措置も考えていると思っ

てよろしいのかお伺いします。

○日高危機管理室長 平成19年度以降の事業について、そのような考えでいいのかということですが、一応19年度からそういう項目について対策事業としてやっていこうという考えでおります。

○丸山委員 そのときは恐らくことしの6月です。我々も当選しておかないと議論はできないと思うんですが、しっかりと予算化していくようにお願いしたいと思います。

○井上委員 県民への周知は物すごく大切だと思うんです。県民の方たちが、うちの地域は安心と、そういう下支えがあるということがメッセージされることが大変重要だと思いますけれども、県庁ホームページはすべて一緒になっているものですから、そこだけクリックして見るということにはならないのかもしれないんですけど、これの浸透度というのはどんなふうにお考えですか。

○日高危機管理室長 今おっしゃいましたいろんな防災対策、条例の周知も含めまして、どれだけ県民に浸透しておるかということの確認、検証ということになれば、アンケートなり調査の方法はあろうかと思いますが、検証の仕方については検討をして、県民の方々がどれだけ周知しておるか、どのあたりが足りないのかということは、一長一短にいきませんでしょうけれども、随時、足りないところは補足して指導を行って周知していきたいと考えております。

○井上委員 先ほど丸山委員からもありましたが、市町村の広報にしっかり載っていくというのがすごくいいと思うんです。それと同時に、先日は防災リーダーの方たちのことがマスコミに取り上げられて授与式とかやっていましたが、ああいうことの一つ一つが防災条例に深みを持

たせるというか、県民、市民に届くというか、そういう印象を持つわけです。自主防災組織がいつまでも60%では困るし、また、つくるだけではなく活動していただくということが大変重要ですので、そういう意味で、市町村での防災リーダーをいつも掘り起こしておく取り組みをしていただきたいと思います。その辺の市町村に対する働きかけというのはどうなっていますか。

○日高危機管理室長 先日、防災士10名の方に交付式を行っておりますが、この人たちとも検討会を開いて、その人たちの目から見た自主防なり防災対策についての意見交換を行いました。委員が今おっしゃったとおり、この人たちを核にしてその輪を広げていくことで自主防が活性化していくのではないかという確信を、その人たちの話を聞いておって持ちました。それと、県の施策でやりました防災士養成のほかに、県内に80数名の方が防災士としておられますので、この方たちにも声をかけて防災士のネットワークをつくっていこうと思います。そしていろいろな自主防の訓練等があるときに、その人たちに、「どこであります。都合がつけば行って指導をお願いします」ということを連絡する。防災士ネットワークに、うちの方からも情報提供する、市町村の方からも情報提供する、そういうところで自主防、あるいは地域の防災力を向上していきたいと考えております。

○井上委員 危機管理局ができて以降、自主防災組織に対しての意識も上がってきましたし、防災リーダーの人たちもふえてきました。今おっしゃるように、ネットワークをきちっとして常に新鮮さを持っていただくようにする、風化させないということが災害が一番大事ですので、そういう取り組みを日常的にやっていただける

ように、そして今まで自主防災組織がふえない地域に対するてこ入れについてもぜひ努力をいただきたい。期待していますので、よろしくお願ひします。

○内村委員 委員会資料の17ページにOB消防団員の組織が載っておりますが、消防団員は60歳が定年ですけれども、このOBの方たちの定年があるのかどうかということが一つと、都城市高城町は水門の管理が仕事に入っているんですが、ほとんどのところは消防団の後方支援ということですから、この兼ね合いをお尋ねしたいと思います。

○押川消防保安室長 OB消防団については、特段どこも定年はないようございまして、きちっとした決まり事はありませんが、自分たちの体力、気力等が許す限りやっただく、そういうふうな内規でやっていらっしゃるみたいでございませう。

2番目の水門の管理等という話ですが、今委員が御指摘のとおり、消防団員を勇退する時期は、諸塚ですと43歳、五ヶ瀬ですと45歳と年齢も若いんですが、60歳からのところが7つの中では多うございませう。若い人たちの場合は、おっしゃるように力仕事ができると思いますが、70歳ぐらいの方がやられる仕事と申しますと、予防啓発活動等より軽易な作業になってくるのではないかと申しております。

○内村委員 以前、都城の方で、70何歳の方がいらっしゃって、水門管理は体力的に無理じゃないかというのが話題に出たんです。それで今はほとんどどこも消防団が管理しているような状態です。OBの活動内容で水門管理というのがありますが、上屋がある水門はまだいいんですけれども、それのないところ、危険性ですよね、そういうところを今後の課題と申しますか

検討をしていただけたらと思います。

○押川消防保安室長 先ほど申し上げましたように、その方の体力、気力等に応じてやられているものと思っておりますが、そこあたりは消防団等を通じてそのような話もしていきたいと思っております。

○星原委員長 ほかにありませんか。

なければ、質疑等もないようでありますから、以上で総務部の概要説明を終わります。ありがとうございました。

総務部の皆さんは退席をしていただいて結構であります。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時38分再開

○星原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員協議を行います。

まず、(1)委員会報告書骨子(案)についてであります。

資料1の1ページをごらんください。委員会報告書の骨子案を記載しております。大きな項目としては、「Ⅰ 特別委員会の設置」、「Ⅱ 調査活動の概要」、「Ⅲ 結び」、「Ⅳ 特別委員会設置等資料の構成」といたしたいと思ひます。

なお、「Ⅱ 調査活動の概要」につきましては、委員会の調査事項や、これまでの委員会での審議の内容等を踏まえまして、「1 本県を取り巻く現状等について」、「2 宮崎県防災対策推進条例の制定について」、「3 防災・危機管理に関する諸対策について」とし、また、それぞれをごらんいただいておりますような項目に分けて、審議、調査の内容、委員会としての意見等について記述することとして申しております。

「Ⅲ 結び」では、調査活動の総括や提言を行うこととしております。

次に、2ページをごらんください。2ページから7ページまでは、骨子案に掲げております項目についてさらに詳しく記載しております。また、委員の皆様からいただいた主な御意見は8ページから9ページに記載をしております。

内容につきまして、書記の方より説明をいたさせます。

矢野書記、よろしくお願いをします。

○矢野書記 2ページからの「防災対策特別委員会報告書骨子（案）」について、御説明をいたしたいと思います。

先ほど委員長の方からございましたような構成で報告書を作成することといたしておりますけれども、報告書の中身につきまして、さらに詳しく御説明をして御意見をいただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

まず、2ページの「Ⅰ 特別委員会の設置」というところでございますが、ここはどの報告書も同じような形でございますけれども、「平成18年4月臨時県議会で防災対策に関する所要の調査活動を行うことを目的に設置された」、そういう旨の記述をいたすこととしております。

「Ⅱ 調査活動の概要」でございますが、先ほどありましたとおり、1の本県を取り巻く現状等についての（1）本県の現状というところでございますが、基本的には条例の前文と同じようなことを記載することとしております。まず、「宮崎県は、地理的・自然的条件から過去幾度も暴風・豪雨等により大きな被害を被ってきた。また、東南海・南海地震、日向灘地震等は、その周期などから発生の可能性が高まっていることに加え、霧島火山群も活動を続けている。平

成17年に宮崎県を襲った台風14号は、多くの尊い命を奪い、甚大な被害をもたらした。本年も、7月のえびのの豪雨、同9月の台風13号の竜巻により被害が発生した。風水害をはじめとする多様な自然災害等に迅速かつ的確に取り組むためには、防災基盤の整備、災害に強い県土づくり、住民・地域行政が一体となった防災対策等に取り組む必要がある。これまで、県においては、治山治水対策や県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備等様々な対策を講じてきた」ということで、主なものをポツで挙げておりますが、地域防災計画の修正、総合防災訓練、防災啓発、総合情報ネットワークの整備、ハードになりますけれども、山地治山事業、水防対策、災害に遭ったときの河川激甚災害対策等の事業があるということを記述したいと思っております。

次に、「災害を最小限に抑えるためには、これまで本県が取り組んできた防災対策のさらなる充実はもとより、県をはじめ県民、事業者、市町村等が、『自助』、『共助』、『公助』の考え方をもとに、危機意識を常に持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係を醸成し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を推進することが必要である」ということ。「特に、風水害については、近年想定を上回るような災害が発生していること等から、その拡大防止策等に取り組むことが重要」ということを書こうと思っております。

これが、本県を取り巻く現状ということで書かせていただく部分でございます。

（2）の当委員会の調査事項及び調査の概要につきましては、当委員会のこれまでの活動概要を記述するということが、執行部からの意見聴取とか県内外調査の内容について、概要的な

部分で記述をしたいということで、「これまでの委員会での審議内容について」というのを参考資料としてお示ししておりますが、この中身の主なものをピックアップしてここに記述をしたいと考えております。

2の宮崎県防災対策推進条例の制定についてというところで、(1) 条例制定の意義等をまず書かせていただこうと思います。これは条例の目的のところ書かれているのと同じようなことを書きたいということで、「災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、『自助』、『共助』、『公助』の考えのもと、県、市町村、県民及び事業者がそれぞれの責務又は役割を自覚し、相互の信頼関係に基づき、防災に関する目標を共有し、予防対策から応急対策及び復旧・復興対策に至る一連の防災対策を実施することにより、災害に強い地域社会の実現に努めていくことが重要」というようなことを書かせていただきたいと思っております。

それと、防災対策特別委員会で条例制定の検討を行い、本県議会初の政策条例として発議し制定したということ。全国では8番目、議員発議の防災に関する条例としては全国初であるということを書かせていただきたいと思っております。

条例の構成等を(2)に出しておりますが、これにつきましては、①の目的、②の構成としましては、5章40条から成る条文の構成の中身をここで説明をしようと考えております。

続いて、4ページをごらんいただきたいと思っております。(3) 条例制定のための検討ということで、①に条文の検討を行ってきた経緯、さまざまな法令、所管部局署の他の法令との抵触について検討した。そのような地道な作業が重要となるというようなことを書きたいと思っております。

ます。

②各種意見聴取等ということで、委員会で意見を聴取したものをここで挙げたいと思っております。まず、アですが、執行部からの聴取ということで、委員会に執行部を招聘し説明を聴取したことです。中身については、それぞれポツにあるようなものもやっているということです。イで、国、市町村からの意見聴取も行ったということ。ウで、自主防災組織・消防については県内調査において意見聴取をした。エで、パブリックコメントの実施による県民からの意見聴取もしたということで、これについては本県議会として初の「県民に対するパブリックコメント」を実施したということで、主な意見と委員会の考え方をここに記述したいと思っております。

それと、③参考人招致・意見交換会の開催というのを挙げてございますが、条例を制定する過程において参考人招致やNPOとの意見交換会をやらせていただきましたので、その旨についてここで記載をしたいと考えております。

④として、県内調査での被災地調査についても書こうと思っております。

続いて、5ページでございます。以上で条例制定の部分は終了なんですが、条例制定後の対応について委員会でもお話がありました部分で、①として条例の広報及びその方法の検討をしたこと、②として「竜巻」の取り扱いの検討をしたこと、③として、きょうですけれども、防災対策推進条例に基づく県の取り組みについても検討したということ、④として、岐阜県で県外調査を行いまして条例制定後の対応をさせていただいたということを書こうと思っております。

大きな項目3、防災・危機管理に関する諸対策についてということですが、一番最初に、現状に近いことですが、県及び市町村の体制が今

どうなっているのかということを書こうと思っております。特に県については、中身について新規事業等もございますので、ポツの上から3番目、24時間防災ウオッチ体制整備、産学公・住人連携による総合防災対策、これについては一番最初の委員会での内容についてお聞きをしたところでありまして、24時間防災ウオッチ体制については県内調査をしたので、そのことを書かせていただくということです。

県、市町村のほかに地域防災力ということで、①自主防災組織について、②NPO・企業の防災活動への参画、③消防団についてということで、自主防災組織の現状と課題として、組織率や高齢化、未加入という部分もありますし、自主防災組織活動強化事業というのを県が行っておりますが、その話も聞きましたので、そのこと。また、防災リーダー・防災士の育成、養成についての話を書かせていただこうと思っております。他県の状況としては、神戸市で防災福祉コミュニティのお話を聞きましたので、そのことをここに挙げたいと思っております。②NPO・企業の防災活動への参画ということですが、意見交換会及び県の災害ボランティア活動支援事業について聞きましたので、その話と、西宮市の消防協力隊の調査をした話。③消防団については、消防団の現状と課題、きょうお話を伺ったOB消防団も含め記述をさせていただきたいと思っております。

続いて6ページですが、(3)情報収集及び伝達についてということで、県・市町村における対策と参考人招致での意見の大きく2つに分けて、県・市町村における対策を執行部から聞きましたし、調査いたしました、その分を書かせていただいて、参考人招致での意見につきましては、宮大の村上助教授のお話を書かせ

ていただこうと考えております。

(4)の避難対策については、今度、避難準備情報等が新たに創設されましたので、そこらあたりのお話と、②の災害時要援護者の避難対策、③の防災資機材の整備の話も聞きましたし、④で参考人招致での意見等も入れたいと思っております。

(5)その他の対策につきましては、この委員会で聞きましたハード事業に関する事業についての調査内容について記述をする予定としております。

続いて7ページですが、「Ⅲ 結び」におきましては、先ほど委員長の方からもありましたように、調査活動の総括と提言を行いたいと思っております。

「Ⅳ 特別委員会設置等資料」につきましては、どこも毎回同じような形で、委員名簿、調査活動の経過等をつけさせていただくことにしております。

続いて8ページでございますが、今回は書いておりませんが、前回までの委員会等での主な意見をここに挙げさせていただいております。

県・市町村の防災体制については、「災害が発生した場合に、迅速に対応できる組織体制の構築をしてほしい」とか、「県と市町村の連携をしっかりとること、及び広域行政の中で防災等に関して県の責任を明確にしてほしい」という御意見を委員会の中でいただいております。

地域防災力の自主防災組織については、「防災リーダー等の育成に関して」とか、「自治会の加入促進を県はしたらどうか」、「地方から都市部へ勤務している住民が多くなっているという実情とあわせて自主防災を考えていかなければならない」、「日常的な危機感を持続するような取

り組み、方策、体制が必要だ」というお話をいただいております。

企業の防災活動への参画、消防団につきましては、「地方では過疎化が進んでいるので、消防団員を確保するのは非常に難しい。企業がその地域にあるので、その地域の消防活動に参画することは地域防災力を高めるためには重要であるが、企業の方も大変なので、企業が消防団員を出しやすい環境づくりに県としても取り組んでほしい」、また、「高齢者が多く消防団が機能しにくい地域においては、隣接する大きな集落や若い人たちが多い地域等が高齢者世帯の地域をフォローするような体制づくりが行政としてできないか」という御意見をいただいたところでもあります。

9ページであります。情報収集・伝達につきましては、「避難準備情報、避難勧告、避難指示の基準や内容等を住民に明確に理解をさせること、その手だてを講じるべき」、「ハザードマップの作成については、住民が参画し責任を持って作成するという意識を持つべきだ」という御意見をいただいております。

避難対策については、「住民がその居住する地域が、以前とどんなふうに変わってきたのか事前に情報伝達をしておかないと、昔の勘に頼って判断をし避難しようとする。その対策をきちんとしておいていただきたい」、「避難対策をいろいろ見直すだろうけれども、災害の経験を生かし、実態に即して見直してほしい。国が変えるから変えるのではなくて、地域に準ずる形で丁寧に変えてほしい」という御意見もいただいております。

その他の対策につきましては、「災害復旧対策等においては、災害復旧整備が終われば万全だ」という認識を住民に与えないように、万全を尽

くしたけれども、必ずしも万全ではないことと、計画を上回る災害が発生する可能性があることを県としても周知させてほしい」、「近年、想定外の災害が多く発生しているけれども、一度起こった事象はもはや想定外ではないため、これらに対応できるような対策も必要ではないか」、「竜巻について、国等にも働きかけて早急に研究を行ってほしい」、「災害復旧事業は、制度上、期限等も定められて限られているけれども、災害を原因とした復旧事業については、できる限り国の方から補助が出るように、制度の見直し等を国に対し要望すべきではないのか」という御意見を今までの委員会の中でいただいていたところですよ。

早口になりましたけれども、報告書の内容の詳細及び今までの委員会でもいただいた主な意見については以上でございます。

○星原委員長 正副委員長案の説明は以上であります。報告書の「結び」におきまして、防災対策に対する当特別委員会としての提言を行うこととしておりますが、これにつきまして、先ほど説明をいたしました「委員会等での主な意見」と本日の審議での御意見等を参考に、委員の皆様方から提言について何かございましたらお願いをいたしたいと存じます。

○丸山委員 「結び」は、ここに書いてある主な意見をまとめていただければいいと思うんですが、ぜひお願いしたいのが、新知事のマニフェストにも出ているようでもありますけれども、防災に対する基金の造成も当委員会からもしっかり出していただくとありがたいと思っておりますので、その項目もぜひ追加をしていただくとありがたいと思います。

○星原委員長 それは以前から出ておりましたから、ぜひ基金についての意見は出したいと思

います。

○井上委員 今の丸山委員の意見はそのとおりで、そこはぜひしっかりと出していただきたいということと、もう一つは、「災害を最小限に抑えるためには」という項目のところにもあるように、市町村を含めてみんなが、自助、共助、公助の考え方のもとにということで、危機意識を常に忘れないでいるということが大事だと思うんです。最終的には、防災の日をしっかりとしたものにしないと、それを形骸化させてはいけないと思うんです。まだ決定もしていませんが、防災の日に対する思いを私たちがしっかりと持っている、そこで集約じゃないけれども、特別委員会がそこに非常な期待感を持っていることについても付記していただきたいと思います。

○星原委員長 「災害は忘れたころに」となりますので、今言われましたような、県民がそれぞれ地域の中で災害に対する意識を常に持てるように啓発もしていく必要があると思いますので、その辺ももうちょっと詳しく入れさせていただきたいと思います。

○井上委員 委員会がこれについては非常にプッシュしたんだということを明確にしておいていただきたいと思うんです。「自分たちがつくったっちゃ」じゃなくて、委員会からプッシュされたんだということをきちんと明確にしておいていただきたいと思います。

○星原委員長 はい、わかりました。

○井上委員 清武町の鳥インフルエンザの調査に自分たちで勝手に行かせていただいたら、全国瞬時警報システムで、鳥インフルエンザの地図、谷口孵卵場を中心に周辺にどんなものがあって、どこに何を飼っている。例えば近くにイノシシをペットとして飼っているとか、全部のマップ

がぱっと瞬時に出るようになっていそうですね。国民保護法の関係もあって、そういうのに対応できるようなマップがちゃんとあって、清武町はそれによってどこからどこに何があるというのを瞬時に出して瞬時に対応した。「これはすごいものです」と清武町長が言っておりましたが、こういうシステムはもっときちんと入って行ってきちんと活用できると、防災以外にも活用ができるということがすごくいいなど、改めてこれについては驚きました。すごくいいシステムだなと思っています。1回これをちゃんと見せていただければよかったかなと思いました。

○長友委員 防災の委員会とは違うかもしれませんが、鳥インフルエンザですね、職員が臨戦態勢というか野戦病院みたいな状態で今やっていて、パンク寸前なんですよね。家畜保健衛生所の数なんかにしても他県に比べて少ないというのがありますが、うがい液とか消毒液とかそんなものすら、上司がポケットマネーから出したりとかそんな状況もあるわけです。それと、風邪を引いたといたら普通の病院に行けないわけです。県病院がこういうときの特別な部門を持っているけれども、病院へのルートがきちんとしていないということで簡単に行けないということもあるので、そこ辺の手だてを何かやっておかないと、今回また日向で輪をかけて出て、大変な数が対象になってきますが、パンクしますよ。早くこの辺を議会全体としてもきちんとしておいてあげないと、インフルエンザからの大変な災害ということになってくるんじゃないか。自然災害じゃなくてそういう部分も何かやっておいた方がいいような気がします。

○水間委員 「健康管理はやったのか」と言っ

たら、現実には7～8人が風邪を引いたと。あとは県病院かどこに行ったか知らないけれども。

○長友委員 県病院に鳥インフルエンザが変異したときの体制があるんです。そこが機能しているかどうかチェックせにやいかんのでしょうか、どこかの病院ではやりよるんだけど、普通のところにはやれないわけです。そこ辺、職員のバックアップ体制をしてやらないと、大変な状況になっています。

○星原委員長 報告書骨子（案）については、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにそちらの方は閉めさせていただきたいと思います。

なおまた、今後の取り扱いであります。正副委員長の方で原案を作成いたしまして、委員の皆様へ印刷の前までに御了解をいただくような形で進めさせていただきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

今回の委員会は、2月定例会中、事務局案では3月7日（水曜日）午前10時からとなりますが、報告書につきましては、先ほどお話しいたしましたとおり、印刷の関係上、事前に皆様の御了解をいただくこととなります。

でき上がりました報告書は、ほかの委員会の分と合冊して議場に配付することとなりますので、御了承をお願いしたいと存じます。

なお、今回の委員会では、2月定例会最終日に議場にて行います「委員長報告（案）」（報告書を要約したもの）の御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、その他でございせんか。

なければ、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

今回の委員会は、2月定例会中、3月7日午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時6分閉会